

指定難病・小児慢性医療費助成の申請手続きには 「マイナンバー」の記載が必要です。

1 マイナンバーの記入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる「マイナンバー法」)により、特定医療費(指定難病)及び小児慢性特定疾病医療費の支給認定事務において、マイナンバーを利用することが定められています。

マイナンバーの提出によって、所得課税証明書、生活保護受給者であること等を証明する書類の提出が省略できます。

マイナンバーの記入が必要な範囲は以下のとおりです。

加入している保険によって異なります。

加入している保険		マイナンバーの記入が必要な範囲
<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険 ・国民健康保険組合 		<ul style="list-style-type: none"> ・同じ保険に加入している方(記号・番号が同一の方)全員分
<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度 		<ul style="list-style-type: none"> ・同じ住民票上で、後期高齢者医療制度に加入している方全員分
<ul style="list-style-type: none"> ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険 など 	受診者が被保険者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者の分 ・保護者の分(受診者が18歳未満の場合)
	受診者以外が被保険者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者の分 ・被保険者の分

※この表のうち、受診者以外の方を「支給認定基準世帯員」といいます。

これまでの各種申請の際に、既にマイナンバーを提出されている方は記入を省略できますが、新たに「支給認定基準世帯員」になった方や、前回提出時からマイナンバーに変更があった方については、必ず記入してください。

マイナンバーによる課税状況等の確認を希望しない方は、各自で所得課税証明書等を準備して提出してください。

2 マイナンバーの確認書類

書類を提出いただく際には、窓口において、申請者の「マイナンバー確認」及び「本人確認」を行うため、以下の書類をお持ちくださいますようお願いいたします。（郵送の場合は、各書類の写しを送付くださいますようお願いいたします。）

(1)申請者本人が申請する場合…AとB

A.マイナンバー確認 (以下のいずれか)	
①	マイナンバーカード(裏面)
②	通知カード ※記載事項に変更が無い場合又はR2.5.24までに正しく変更手続きがとられている場合に限る。
③	マイナンバーが記載された住民票 又は 住民票記載事項証明書(ともに写し可)
④	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申告書*

B.本人確認 (以下のいずれか)	
①	顔写真入りの身分証明書を1つ マイナンバーカード(表面)、運転免許証など
②	顔写真のない身分証明書を2つ 保険証、年金手帳、印鑑登録証明書など
③	特定医療費(指定難病)受給者証

(2)代理人(受診者のご家族や施設職員等)が申請する場合…AとBとC

※必要事項が記載された書類を、申請者のご家族や施設の職員等が持参するだけ(提出代行)の場合は、上記(1)と同様の取り扱い(AとB※ともに写し可)となります。

A.申請者のマイナンバー確認 (以下のいずれか)	
①	マイナンバーカード(裏面) 又はその写し
②	通知カード 又はその写し ※記載事項に変更が無い場合又はR2.5.24までに正しく変更手続きがとられている場合に限る。
③	マイナンバーが記載された住民票 又は 住民票記載事項証明書(ともに写し可)
④	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申告書*

B.代理人の身元確認 (以下のいずれか)	
①	顔写真入りの身分証明書を1つ マイナンバーカード(表面)、運転免許証など
②	顔写真のない身分証明書を2つ 保険証、年金手帳、印鑑登録証明書など

C.代理権の確認 (以下のいずれか)	
①	法定代理人であることを証する書類 戸籍謄本など
②	委任状*
③	受診者本人の身分証明書(原本) マイナンバーカード(表面)、運転免許証など

*印の書類は、県のホームページ、又は窓口(住所を管轄する保健福祉センター等)で入手可能です。

申請者とは、以下のいずれかの人です。

- ・ 指定難病の受診者本人
- ・ 指定難病の18歳未満の受診者の保護者
- ・ 小児慢性特定疾病の18歳未満の受診者の保護者
- ・ 小児慢性特定疾病の18歳以上の受診者本人

申請者以外のマイナンバーの記入が必要な方につきましては、マイナンバー確認書類は提出不要ですので、申請者が適切に本人確認を行い、誤りのないよう記入してください。